

議案第 1 1 6 号

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(前橋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 2 6 年前橋市条例第 2 9 0 号)
の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

(前橋市公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 3 9 年前橋市条例第
8 4 号)の一部を次のように改正する。

様式中「㊟」を削る。

(前橋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 3 条 前橋市固定資産評価審査委員会条例(昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 9 号)の
一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項各号列記以外の部分、第 8 条第 8 項各号列記以外の部分、第 9 条第
2 項各号列記以外の部分及び第 1 0 条第 2 項各号列記以外の部分中「押印」を削
る。

(前橋都市計画事業六供土地地区画整理事業施行規程等の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「署名し、押印する」を「署名する」に改める。

- (1) 前橋都市計画事業六供土地地区画整理事業施行規程(昭和 5 8 年前橋市条例第 1
7 号)第 1 7 条第 3 項
- (2) 前橋都市計画事業駒形第一土地地区画整理事業施行規程(平成 3 年前橋市条例第
3 6 号)第 1 7 条第 3 項
- (3) 前橋都市計画事業松並木土地地区画整理事業施行規程(平成 4 年前橋市条例第 3
2 号)第 1 7 条第 3 項
- (4) 前橋都市計画事業二中地区(第三)土地地区画整理事業施行規程(平成 4 年前橋
市条例第 3 3 号)第 1 7 条第 3 項

- (5) 前橋都市計画事業元総社蒼海土地区画整理事業施行規程（平成8年前橋市条例第28号）第17条第3項
- (6) 前橋都市計画事業二中地区（第一）土地区画整理事業施行規程（平成19年前橋市条例第18号）第16条第3項
- (7) 前橋勢多都市計画事業小暮土地区画整理事業施行規程（平成20年前橋市条例第53号）第17条第3項
- (8) 前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業施行規程（平成20年前橋市条例第63号）第17条第3項
- (9) 前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業施行規程（平成23年前橋市条例第13号）第16条第3項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。